

令和6年10月開始 医薬品の自己負担の 国が定めた新たな仕組み

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方希望される場合は、医療保険による負担金額とは別に計算される**特別の料金（選定療養費）**をお支払いいただくことになりました。
- この機会に、**後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的なご利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と有効成分が同じで、先発医薬品と同様に使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金（選定療養費）として医療保険による負担金額と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合や薬局での在庫不足等は、特別の料金（選定療養費）の対象外です。
- 公費助成により自己負担が無い方も対象となります。

院外処方の場合、特別の料金（選定療養費）の概算は、ご利用の調剤薬局にお問い合わせください。